

令和5年9月5日
航空局安全部
航空安全推進室

スカイマーク株式会社に対する嚴重注意について

スカイマーク株式会社において、以下のとおり整備士による不適切な行為が認められましたので、国土交通省航空局（以下「当局」という。）は本日付けで同社に対して別添のとおり嚴重注意を行い、必要な再発防止策を検討の上、令和5年9月19日までに報告するよう指示しましたのでお知らせします。

（事案の概要）

令和5年6月19日、福岡空港において同社所属の確認主任者（整備士）が、整備規程及び業務規程に定める運航前整備作業開始前の法定アルコール検査を未実施のまま、整備業務を実施した旨、同日に同社から当局に対し報告があった。

当局は同社からの報告を受け、随時監査を含む調査を行った結果、法定アルコール検査の未実施に加え、整備責任者による検査実施確認の方法が不適切であったことを確認した。

これらの行為は、航空法に基づき認可を受けた同社の整備規程及び業務規程に違反するものであった。

国土交通省航空局としては、同社において再発防止が確実に図られ、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

【別添】：スカイマーク株式会社に対する嚴重注意の文書

《 問い合わせ先 》

国土交通省航空局安全部航空安全推進室

TEL:03-5253-8111（代表）、03-5253-8732（直通）

藤巻、桑原（内線：50143、50163）